

(平成27年3月31日現在)

特定の事件 特別会計における事務の執行及び事業の管理について

I 共通事項

1 意見

(報告書10頁)

(1) 債権管理に関する横断的総括組織について

平成24年4月に、前1年間の債権回収準備室での準備期間を経て、市の債権管理を支援する目的で債権管理室が設置された。準備室段階では、市の債権回収事務の一元化を目的として、その「債権管理に係る調査、研究及び指導」を行うこととされていた。しかし、平成24年4月設置の債権管理室は「市の債権の管理に係る支援、企画立案、調査研究」を行うこととなっており、市税、国民健康保険料の高額滞納案件以外については、各課への支援という消極的な位置づけである。今後、当管理室がより有効に機能するために、大津市の債権管理・回収における司令塔として、より積極的に全庁的な収納体制の確立に努められたい。

(講じた措置の内容)

平成26年度から債権管理室と納税課を統合し、名称を新たに収納課に改め、従前の納税課の業務に債権管理室の業務を引き継ぎました。また、債権回収係を設置し、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の高額・困難案件32件を移管し、納付交渉や分納誓約、更には市税同様の財産調査により23件の滞納処分を実施する等、積極的に回収業務に取り組みました。

併せて、全庁的な債権管理の適正化のために、前年度に引き続き、非常勤嘱託職員として弁護士を雇用し、法的な専門知識を活用した相談業務を実施すると共に、債権の適正管理・回収のための知識とノウハウの習得を目的として、年2回の研修会を開催し、担当職員のスキルアップを図りつつ、債権所管課の問題解決のための指導・助言を行いました。

(総務部 収納課)

Ⅱ 各特別会計

国民健康保険事業特別会計

(報告書 37 頁)

[2] 収納手続

(1) 延滞金の徴収について

現在、大津市では未納となっている国民健康保険料(税)に対して、延滞金を徴収していない。このことは「国民健康保険料(税)債権管理マニュアル」に明記されており、その根拠としては「保険料(税)の未納については、死亡、行方不明、生活困窮などやむを得ない理由により、未納となっていると判断している。」とされている。

しかし、大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例によると、第 3 条で「分担金等の納入義務者が分担金等を納期限までに納入しないため督促したときは、延滞金を徴収する。」となっており、第 4 条で「市長は、納入義務者が分担金等を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは前条に規定する延滞金を減額又は免除することができる。」となっている。従って当然のことながら延滞金の減額及び免除は例外規定であってマニュアルにて一律に延滞金を徴収しないことを定めているのは適当ではない。あくまでも条例に則って原則延滞金を課し、免除、減額については特例として個別に判断を行うべきである。

(講じた措置の内容)

債権管理マニュアルについては、延滞金の徴収に向けた改定を行いました。平成 26 年度にシステム改修等の事務処理の仕組みを整備し、平成 27 年 4 月 1 日より大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に基づき、延滞金を徴収します。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書 40 頁)

[3] 給付手続

(1) レセプト点検業務について

大津市の国民健康保険料に関するレセプト点検については平成 21 年度までは医療機関が作成したレセプトを国保連が審査(一次審査)し、その後、大津市保険年金課でも審査(二次審査)を行っていたが、平成 22 年度より、二次審査については滋賀県内の各市町で共同事業として国保連に依頼することとなった(大津市以外の各市町は平成 21 年度以前より実施)。一次、二次ともに審査の費用は大津市が負担しているが、大津市からの申し出に基づき業務を依頼し、負担金を支払っているという考え方で、委託契約として認識していない。しかし、実態としてレセプト点検業務を依頼し、それに対する報酬を支払っているのだから明らかに委託契約である。大津市では 50 万円以上の委託契約を締結するには原則入札によって業者を選定しなければならないとされているが、国保連に業務を依頼するに当たっ

ては、入札はもちろん、他の業者から見積書も入手していない。言わば一者特命の随意契約となっている。

現行制度上、一次審査については国保連が審査を実施することとなっているが、二次審査については国保連以外に依頼することも可能となっている。レセプト点検業務を行う民間業者も存在し、他の自治体ではプロポーザル方式等で業者を選定している例もあるので、今後は委託契約として認識し、他の業者も含めて業者選定を行うべきである。

なお、二次審査の負担金支出額は平成 22 年度 17,545 千円、平成 23 年度 13,238 千円となっている。

(講じた措置の内容)

レセプト点検業務(二次審査)は、滋賀県内 19 市町の保険者の共同事業として滋賀県国民健康保険団体連合会へ委託してきた経緯から、共同事業構成保険者と協議すべく働きかけましたが、進展しませんでした。

平成 26 年度は、他都市の取り組みを参考とするべく、中核市等へ調査を行いました。

調査結果を踏まえ、今後も引き続き、滋賀県国民健康保険団体連合会以外の業者も含めた業者選定を検討していきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書 4 1 頁)

(2) 国民健康保険料の負担について

国民健康保険料の世帯収入に占める割合は、「I 概要 [2] 大津市の国民健康保険 4. 国民健康保険料の内訳」に記載したとおり、夫婦と子ども 2 人で給与収入が 3,500 千円の世帯の場合は 11.3%となっている。毎月の収入が 30 万円弱の世帯で平均して 3 万円以上の額(実際には 10 回分割となるため月次の支払額は 3 万 9 千円程度となる。)を負担することは決して軽いものではない。これに対し、給与収入が 15,000 千円の世帯では 5%程度となっており、給与収入に対する保険料の負担がかなり軽いものとなっている。逆に所得のない世帯については、7 割軽減措置を受けることができるため年間の保険料は 2 万円程度と少額になっている。国民健康保険料の負担は、中間所得者層に最も重い負担を強いることになっている。

大津市の国民健康保険料は、他の自治体と比較すると決して高いわけではない。中核市で比較した場合は均等割額のみが平均をやや上回っているが、所得割、平等割、そしてモデル世帯での年間保険料は平均を下回っている。([2]. 大津市の国民健康保険 5. 保険料の決定 (3) 他の自治体との比較参照)

保険料は予測される医療費総額から国、県等からの交付金、補助金等及び被保険者の自己負担分を控除することによって算定される。従って医療費が増加したとしても保険料を引き上げることによって計算上は特別会計の収支は均衡することになる。しかし、これ以上保険料を引き上げるとは被保険者の負担をさらに重くすることになり、これには限界

がある。ましてや少子高齢化により、今後さらに医療費が増加し、保険料収入は減少していくことが考えられる。現状の制度を継続していくと、いずれ国民健康保険制度そのものが破綻してしまう恐れもある。

保険料を引き上げずに財政状態を改善していくために、大津市でできる方策としては、医療費の抑制が考えられる。受診そのものを減らすことによる医療費の抑制については考えるべきではないが、過大な医療費については抑制していかなければならない。

現在、大津市独自の施策として、複数の医療機関に重複して受診している被保険者等に対して、看護師が適正な受診を指導すること、及び人間ドックの費用を半額助成し、早期発見、早期治療を行うことによって医療費を抑制することを推進している。この他の方策としては医療費負担の大きな重病に進展することへの予防を目的とした生活指導等を実施することなどが考えられる。根本的な解決は国が主導していくしかないが、現在実施している施策にとどまらず、病気の予防に資する等、大津市が独自で実行できるような施策を積極的に実行していくべきであるとする。

(講じた措置の内容)

被保険者の健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制を図る観点から、後発医薬品差額通知の発送や重複頻回受診者に対する訪問指導等の医療費適正化事業を推進しています。

また、人間ドック受診費用の助成、特定健診の実施等、疾病の早期発見、早期治療による重症化予防を目的とした保健事業を推進しています。

平成 27 年度から、これまで実施してきた取り組みを生かしながら、さらに積極的に事業を推進するため、保険年金課に保健師、看護師並びに管理栄養士を配置した新たな係を設置することとしました。

(健康保険部 保険年金課)

1 意見

(報告書 64 頁)

(1) 市場施設使用料の減額措置

平成 22 年 4 月、景気悪化による消費の低迷等が起因し、各入場業者が厳しい経営状況に陥っていることから、使用料の減額について入場業者で組織する大津市公設地方卸売市場協会他 6 団体から要望書が提出された。大津市は、入場業者の経営状況を、毎年業務報告書や決算報告書を提出させ、ヒアリングを行い、その把握に努めているが、ここ数年来、各社の決算状況について、7 割を超える事業者が債務超過の状態が続いており、今後、資金繰り等で破綻することが予想されるとし、事業者の経営努力も限界があり、このままの状況が続けば、いずれ入場業者から倒産や廃業が出てくることは必至であり、空き店舗が増え、市場の活気が失われ、市民の食生活に与える影響も多大であるとしている。

このため、市場開設者として、事業者への支援策を早期に実施し、事業者の自助努力と合わせて、経営基盤の強化を図り、もって市民の食生活の安定に資するため、平成 22 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間、以下のように市場施設使用料の減額の条例改正がなされた。平成 23 年度においては、減額の概算額は約 75,401 千円である。

減額期間	減額率
平成 22 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで	30%
平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで	20%
平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで	10%

条例改正の手続きは適正に行われ、減額措置が行われたが、以下の点で検証が不十分であった。

①決算書の未提出事業者

まず、全事業者のうち、事業報告書に決算書が提出されていないもの、事業報告書が未提出の事業者があった。大津市公設地方卸売市場条例第 23 条において、「仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書を、その日から起算して 90 日を経過する日までに市長に提出しなければならない。」と定め、大津市公設地方卸売市場条例施行規則第 21 条第 2 項において、事業報告書には、貸借対照表、損益計算書、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならないとしている。しかし、仲卸業者のなかにも決算書が提出されていない事業者があった。

市場関係者団体から市場施設使用料を減免する要望があったのであれば、それを検討するために、条例で定めている仲卸業者は当然のことながらそれ以外の全入場業者の決算書を提出させることは最低限必要である。決算書が提出されていない事業者を除いた母集団から、債務超過が 7 割を超えると判断することは正しい実態把握を誤らせる恐れがある。

②決算書の詳細な分析

提出された決算書は、基本的に貸借対照表と損益計算書のみであり、税務申告書や勘定

科目明細書は提出されていない。また、損益計算書の当期損益が赤字の事業者の中でも、節税目的から多額の役員給与や役員退職金を支給して計画的に赤字計上をする同族事業者や市場以外の事業で損失計上が行われることもある。決算書をより精査に分析するため、税務申告書と決算書との整合性を確認することや、当期損益に役員に対する給与、退職金を加算した金額で実質的な経営実態を把握することなど一定の検証を行うべきである。そのため、貸借対照表、損益計算書だけではなく、勘定科目明細書、法人税申告書なども添付書類に付け加え十分に財政状況の検討を行うべきであった。

③債務超過の認識誤り

債務超過とは純資産がマイナスの状態をいうが、利益剰余金がマイナスの状態を債務超過状態として誤って集計していた。債務超過と利益剰余金がマイナスとは意味合いが異なる。近年、申告所得が赤字である企業の割合は7割超に達しており、利益剰余金がマイナスである割合が7割程度であれば、全国的な状況と比較しても、著しく悪い状況とまでは判断できない。

④10年後の経営改善の見通し

将来10年後にはもとの市場施設使用料に戻る計画である。しかし、10年後に各入場業者の経営が改善される見通しは具体的にはない。

大津市は、平成24年度から中小企業診断士による経営診断（経営相談）を始めているが、経営状況が圧迫している入場業者から十分に状況の聞き取り等を行い、減額期間が終了する10年後までに経営状況が改善できるよう経営改善計画立案に協力し、適宜、改善の進捗状況を確認すべきである。

減額された市場施設使用料の明細

区 分		～平成22年 9月30日	平成22年10 月1日～平成 27年3月31 日まで	平成27年4 月1日～平成 30年3月31 日まで	平成30年4 月1日～平成 33年3月31 日まで
卸売場	面積割	200円/㎡	140円/㎡	160円/㎡	180円/㎡
	売上高割	3/1,000	2.1/1,000	2.4/1,000	2.7/1,000
仲卸売場	面積割 1 階	2,100円/㎡	1,470円/㎡	1,680円/㎡	1,890円/㎡
	2階	1,000円/㎡	700円/㎡	800円/㎡	900円/㎡
	売上高割	3/1,000	2.1/1,000	2.4/1,000	2.7/1,000
荷さばき所	面積割	1,100円/㎡	770円/㎡	880円/㎡	990円/㎡
青果倉庫	面積割	1,000円/㎡	700円/㎡	800円/㎡	900円/㎡
水産倉庫	面積割	1,000円/㎡	700円/㎡	800円/㎡	900円/㎡
青果保冷库	建物・機械	982,000円	687,400円	785,600円	883,800円

	一式				
水産冷蔵庫	建物・機械 一式	2,051,000 円	1,435,700 円	1,640,800 円	1,845,900 円
青果卸売場 保冷库	機械設備 一式	80,000 円	56,000 円	64,000 円	72,000 円
水産卸売場 保冷库	機械設備 一式	225,100 円	157,570 円	180,080 円	202,590 円
事務所	卸売業者 事務所	1,300 円/㎡	910 円/㎡	1,040 円/㎡	1,170 円/㎡
	上記以外 事務所	2,000 円/㎡	1,400 円/㎡	1,600 円/㎡	1,800 円/㎡
関連事業者 店舗	1階部分	2,100 円/㎡	1,470 円/㎡	1,680 円/㎡	1,890 円/㎡
	2階部分	1,000 円/㎡	700 円/㎡	800 円/㎡	900 円/㎡
	3階部分	2,000 円/㎡	1,400 円/㎡	1,600 円/㎡	1,800 円/㎡
	自動販売 機設置場	2,000 円/㎡	1,400 円/㎡	1,600 円/㎡	1,800 円/㎡
バナナ加工 所	建物・機械 一式	777,000 円	543,900 円	621,600 円	699,300 円
青果加工所		1,500 円/㎡	1,050 円/㎡	1,200 円/㎡	1,350 円/㎡
水産加工所		1,500 円/㎡	1,050 円/㎡	1,200 円/㎡	1,350 円/㎡
特定駐車場	1区画	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円

(講じた措置の内容)

現在において、大津市公設地方卸売市場条例に規定している仲卸業者の「事業報告書」及び関連事業者の「業務内容報告書」は全ての業者から提出させ、当該報告書を分析するとともに個別にヒアリングを行い経営状況の把握に努めており、あわせて事業者自身が経営安定を図っていただけるよう自助努力を求めています。

今後も引き続き、施設使用料の減免の効果を検証するとともに、入場業者の経営改善及び業績が上がっていくよう事業を実施していきます。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

(報告書 67頁)

(3) 売上に応じた市場施設使用料

卸売場の市場施設使用料については、1㎡につき140円に当該卸売業者の卸売月額額の1,000分の2.1を加えた金額を収入することになっている。このため、毎月、卸売業者から月例報告書を入手し、月例報告書の全取扱売上高から大津市公設地方卸売市場に入荷されない市場外取引額を控除して市場施設使用料を算定している。

大津市は、控除する市場外取引額について、その根拠資料を添付させているが、月例報告書の全取引高そのものの金額がどのように作成されているか検証、確認していない。

卸売業者の市場施設使用料は、当該業者の売上金額の報告によって算定される。大津市と卸売業者は利害が対立する関係にあるので、卸売業者からの月例報告書の信頼性を大津市は検証しなければならない。月例報告書の金額の根拠資料も添付させるなど、卸売業者が適切に作成された月例報告書であるか一定の検証が必要である。

また、大津市公設地方卸売市場条例にて、仲卸業者は、毎事業年度事業報告書を大津市に提出しなければならない。一方卸売業者に関しては、滋賀県の許可事業者であることから、大津市には提出する義務はない。このため、大津市は卸売業者の毎事業年度事業報告書を手に入っていない。しかし、卸売業者の市場施設使用料には、卸売業者の売上高割もあることから、卸売業者の事業報告書は最低限入手し検証されたい。

(講じた措置の内容)

卸売業者から提出される月例報告書については、従来から「取扱高月報」や「実績報告書」などの数値と照合して確認を行っています。これからについても、卸売業者からの事業報告書の提出を求め「取扱高月報」や「実績報告書」と事業報告書との整合性を確認し、誤りがないか確認を定着させていきます。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

(報告書 68 頁)

(5) 一般会計からの繰入金について

① 繰入金の増加

公営企業は、個々の住民に対して一定の財貨又はサービスを提供し、それに要する経費を使用料等で回収し、活動していく独立採算制の原則により運営されている。

しかし、この基本原則を堅持しながら、公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計から繰入れをすることができる。

一般会計から繰入をすることができる経費について、地方財政法第 6 条に次のように定められている。

- ・その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。
- ・当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。
- ・災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たとき。

さらに、総務省より通知されている「平成 23 年度の地方公営企業繰出金について(通知)」(平成 23 年 4 月 26 日)において、市場事業について、以下のように具体的な算定方法が示されている。

(1) 市場における業者の指導監督等に要する経費

①趣 旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の

一部について繰入するための経費であるため。

②繰入基準 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

(2) 市場の建設改良に要する経費

①趣 旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰入れするための経費である。

②繰入基準 市場施設の建設改良に係わる企業債の元利償還金の2分の1とする。

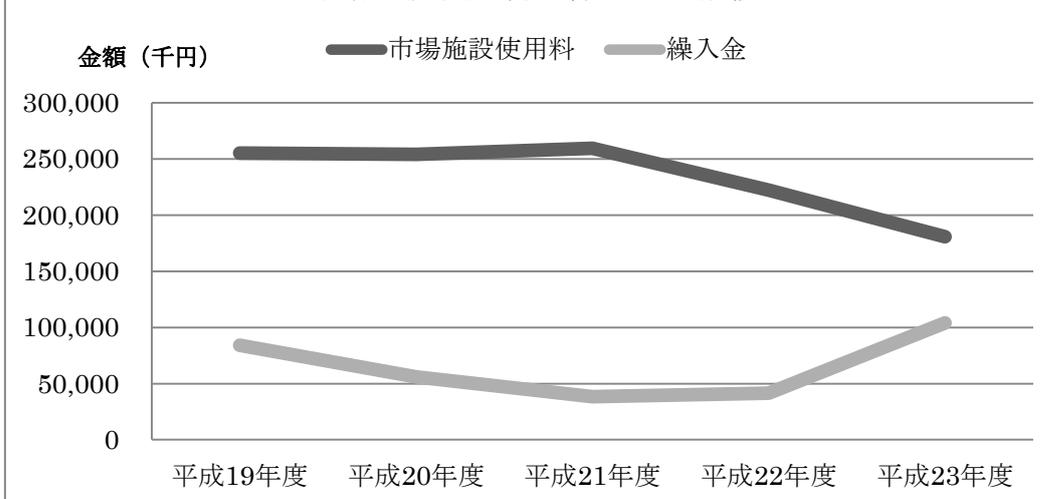
以上の計算方法によって、繰入額の基準額が算定されており、全額基準内繰入であることを確認した。

しかし、平成22年10月から市場施設使用料の減額を行ったため、減額分だけ繰入金額は大幅に増加している。上記の繰入限度を定めた基準内ではあるとはいうものの、原則的に一般会計からの繰入金なしで収支均衡すべきものであり、市場施設使用料の減額措置を行った上でその相当額を一般会計から繰入れるということは問題である。

(単位：千円)

1. 市場における業者の指導監督等に要する経費	営業費用の30% (工事請負費、貸付金及び公債費は除く)	264,055×30%	79,216
2. 市場の建設改良に要する経費	市場施設の建設改良に係わる企業債の元利償還金の2分の1	76,604×1/2	38,302
	平成4年以降の利子	3,935×1/2	1,967
基準額計			119,485
実繰入額			104,000

市場施設使用料と繰入金の推移



② 今後の繰入金の見通し

市場施設使用料減額当初、一般会計からの繰入金について次の表のように計画している。今後、市場施設使用料の減額措置が平成 27 年度より平成 33 年度までに漸次戻される一方で、公債費が平成 32 年度完済されるまで減少し、一般会計からの繰入金は毎年減少すると見込んでいる。

しかし、平成 23 年度では、市場施設利用料が予定額より下回り、実際の繰入金は 104,000 千円と予定額 96,879 千円を上回っている。今後も同様に、市場取扱高の減少や空き店舗の増加による市場施設使用料の減少、市場設備の老朽化に伴う大規模な設備更新による負担の増加などが考えられ、その場合、一般会計からの繰入金がさらに必要になるものと予想されるので留意されたい。

市場施設使用料減額当初における一般会計からの繰入金の計画 (単位：千円)

年度	市場施設 使用料 (正規額)	減額率	市場施設 使用料 (減額後)	減額金額	公債費(元 金+利子)	繰入金予 定額
平成 22 年度	261,743	30%	224,946	36,797	84,689	45,587
平成 23 年度	264,836	30%	189,435	75,401	84,689	96,879
平成 24 年度	266,320	30%	190,474	75,846	51,199	65,114
平成 25 年度	266,320	30%	190,474	75,846	13,958	66,674
平成 26 年度	266,320	30%	190,474	75,846	13,958	61,867
平成 27 年度	266,320	20%	215,135	51,185	13,958	37,855
平成 28 年度	266,320	20%	215,135	51,185	13,958	39,529
平成 29 年度	266,320	20%	215,135	51,185	13,958	38,795
平成 30 年度	266,320	10%	239,796	26,524	13,958	14,134
平成 31 年度	266,320	10%	239,796	26,524	13,958	15,896
平成 32 年度	266,320	10%	239,796	26,524	6,786	15,162
平成 33 年度	266,320	—	264,457	1,863	—	—

(講じた措置の内容)

① 繰入金の増加

消費の低迷から、流通業界には大きな影響が生じており、当市場の関係事業者が厳しい経営状況に陥ったことから、平成 22 年 10 月から市場使用料を 30%減額する措置を実施しました。このため、市場使用料が減少する一方、繰入金額が平成 23 年度には 104,000 千円まで増加しました。

その後、歳出の抑制などに努め、平成 24 年度は 74,000 千円、平成 25 年度は 41,000 千円、平成 26 年度においては 43,000 千円程となり繰入金の減少に取り組んでいます。今後も、入場業者の経営改善を考えながら市場の効果的な経営を図り、より一層の繰入金の抑制に努めていく考えです。

② 今後の繰入金の見通し

平成 32 年度に、市場使用料の減額措置及び市場の建設等に伴う起債の償還が終了します。

今後、市場施設の老朽対策の推進に多少の経費は必要ですが、歳出経費の抑制に努めているところです。また、平成 27 年度から市場使用料の減免割合が 30%から 20%になることもあり、より一層の経営感覚を持って繰入金の減少につなげていきたいと考えています。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

(報告書 75 頁)

(9) 今後検討を要する問題

① 需要者ニーズの把握、対応

卸売市場は、専門小売業者や量販店等の需要者のニーズに応じるため、豊富な品揃えや加工処理体制など確保しなければならない。そのため、全国各地の主要な産地から集荷するとともに、近隣産地の地場特産品を集荷する必要がある。しかし、産地の大型化に伴い、効率的に処理できる市場に集約して出荷する傾向が強まり、地方の中小卸売市場においては、十分な品揃えができず、需要者のニーズに応えられない。需要者の希望どおりの品揃えができなければ、需要者は県内の事業者であっても他府県の品揃え豊富な卸売市場へと逃げてしまう。自力の品揃えだけでなく、他市場との連携により効率的に転送を行うなど、需要者のニーズをかなえられる品揃えを確保するとともに、地場の特産品を、卸売市場が生産者と連携して新商品、新ブランドとして開発に力をいれることなどにより、地場生産者に対する支援を進めていく必要がある。

大津市公設地方卸売市場の取扱高が年々減少する傾向は、根本的には需要者ニーズを十分に把握できず、必要な対応ができていないことによると考えられる。大津市公設地方卸売市場は、需要者ニーズの把握、対応を真剣に行い、市場取扱高を増大させ、市場施設使用料収入を増大させることを通じて、卸売市場特別会計の収支改善を行われたい。

② 戦略的な視点での運営方式のあり方

大津市公設地方卸売市場が時代の変化に対応し、変革が求められるなかで、大津市がリーダーシップを発揮し大津市公設地方卸売市場を牽引する役割を担うことが必要となる。大津市は市場の開設者として設備整備・維持、公正取引の監視を行うという従来の姿勢だけでは、時代の変化に対応し、変革していくことを望むことは困難である。誰が大津市公設地方卸売市場の経営主体であるかを意識し、経営戦略的な視点を持った市場運営を図っていく必要がある。

大津市公設地方卸売市場は、大津市行政のなかでも、流通という特殊な分野である。市場の運営に当たっては、市場に精通した専門的な知識と経験が必要となる。昨今の極めて厳しい環境の中で、定期的な人事異動により公設地方卸売市場に配置された経験がない又

は経験が浅い職員のみが事実上の経営を担っていくことは難しいと思われる。

大津市公設地方卸売市場が、地域から求められている機能や役割を発揮するために、現在の運営方式のままで対応することが可能なのか、もし、困難であればどのような運営方式が市民の期待に応えられるのか、抜本的な検討を実施されたい。

(講じた措置の内容)

① 需要者ニーズの把握、対応

消費者をはじめ、市場利用者のニーズを的確に把握し充実した集荷・供給を図っていくことが、市場取扱高の進展につながるものと考えています。このため、開設者と入場業者が一丸となって魅力ある市場づくりに邁進しているところでもあります。特に供給面では市場の朝市等の機会を活用し、消費者のニーズの把握に努めています。

② 戦略的な視点での運営方式のあり方

平成 25 年度から 2 ヶ年にわたり、大津市公設地方卸売市場の今後のあり方について検討をしているところであり、平成 25 年度において基礎調査を行い、当市場を取り巻く基礎情報を整理し、外部環境と内部の評価を行ったところです。平成 26 年度はそれを基に検討委員会等で詳細検討を行い、今後の運営についての方針をもとに市場関係者との論議を進めていく考えです。

(産業観光部 公設地方卸売市場)

(3) 運営費補助金の確定手続きについて

各財産区から地元自治連合会等に運営費補助金が支出されている。平成 23 年度における各財産区から地元自治連合会等への運営費補助金は次表のとおりである。

(単位：千円)

財産区	補助事業者	補助事業の名称	補助金額
橋 本	橋本自治連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助事業	2,000
神 領	神領自治連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助事業	1,000
大 江	瀬田学区自治連合会	瀬田学区自治連合会運営費補助事業	5,500
南大萱	瀬田北学区自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助事業	4,830
月 輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助事業	7,500
平 野	平野町自治会	平野町自治会運営費補助事業	1,950
合 計			22,780

① 補助金交付先の決算書の吟味

運営費補助金の補助金額確定に際しては、補助金交付先より「補助事業実績報告書」が補助金交付先の決算書とともに提出され、補助金交付先の決算書の内容を確認し補助金額が確定されている。

しかし、提出された地元自治連合会等の決算書においては、財産区が支出を行った事業費等の補助金 [資料 1] や財産管理業務委託料 [資料 2] が決算書に未計上となっているものが多くみられる。補助金の交付や委託料の支払いについては、地元自治連合会等から提出された請求書に基づき指定金融機関の口座に支払われており、地元自治連合会等からすれば、通帳に基づき帳簿どおり決算書を作成していけば、受取金額はすべて決算書に計上されるのが通常である。

運営費補助金の補助金額の確定に際して、決算書により収支内容を確認するのであれば、少なくとも自らが支出した補助金や委託料が決算書に計上されていることは確認すべきである。また、決算書の作成責任自体は補助先（地元自治連合会等）にあるものの、財産区が支出している運営費補助金は每期継続的に同一団体に支出されているのであり、決算書の作成の指導も行うべきであると考えらる。

[資料 1] 財産区から支出された補助金が補助先の決算書に計上されているか否かの一覧表

(単位：千円)

財産区	補助先	補助内容	金額	補助先の決算書に計上されているか

橋 本	橋本自治 連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助金	2,000	○
		防火対策事業に伴う補助金	184	×
		防災対策事業に伴う補助金	590	×
		自治会館整備費補助	1,194	×
		住民ふれあい事業基盤整備	294	×
		(小 計)	(4,263)	
神 領	神領自治 連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助金	1,000	○
		防火対策事業に伴う補助金	110	○
		ごみ集積所設置事業補助	209	○
		上宮自治会館新築工事費補助	6,000	○
		(小 計)	(7,320)	
大 江	瀬田学区 自治連合会	瀬田学区自治連合会運営費補助金	5,500	○
		大江区館別館運営費補助金	500	×
		防災対策事業に伴う補助金	1,004	×
		防災公園視察研修に伴う補助金	277	×
		(小 計)	(7,281)	
南大萱	瀬田北学区 自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助金	4,830	○
		自治連合会館管理運営事業費補助金	3,249	×
		除草等美化清掃事業補助金	2,520	×
		一里山会館関連改修工事補助金	835	×
		南大萱会館照明取替補助金	795	×
		下酢子池防護柵修繕工事補助金	115	×
		水中ポンプ取替工事地元負担分補助	133	×
		水路改修工事補助金	192	×
(小 計)	(12,671)			
月 輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助金	7,500	○
	瀬田東学区 自治連合会	自主防犯活動先進地視察研修費補助	313	—
		(小 計)	(7,813)	
平 野	平野町自治 会	平野町自治会運営費補助金	1,950	○
		(小 計)	(1,950)	
		(合 計)	(41,299)	

表の右端の欄の「補助先の決算書に計上されているか」は、支出された補助金が補助先の決算書に計上されていれば「○」を、決算書には計上されていなければ「×」を付している。「×」を付した補助金についても補助を行った事実関係に問題があるわけではなく収入支出ともに決算書に計上されていない点が問題である。

[資料 2] 財産管理業務の委託先及び委託金額 (単位：千円)

財産区	委託先	委託金額	委託先の決算書に計上されているか
-----	-----	------	------------------

橋 本	橋本自治連絡協議会	525	×
南大萱	瀬田北学区自治連合会	1,050	×
月 輪	月輪自治会	787	×

3 団体とも各財産区から受け取った財産管理業務委託料が委託先の決算書には収入計上されず、出金されている。

計上されなかった委託料は、次のとおり処理されているとのことであった。

橋本自治連絡協議会	一斉清掃等の諸経費に充当
瀬田北学区自治連合会	南大萱会館、一里山自治会館の運営助成金 525 千円 南大萱町会会計へ 525 千円
月輪自治会	財産管理業務用の別会計で管理

② 補助事業者が行う助成金支出

補助事業者（地元自治連合会等）の各決算書を見ると、地元自治連合会等に関連する各種団体への助成が行われているが、各財産区では助成団体の活動内容や目的等については基本的に確認されていない。

次の表は、各財産区から運営費補助事業として地元自治会等へどれだけの運営費補助を行ったか示すとともに、右端の「支出助成金」の欄は、運営費補助金を受けた地元自治連合会等が、どれだけの支出助成金を支払っているかを示す表である。例えば、大江財産区の場合には、大江財産区が瀬田学区自治連合会に 5,500 千円の運営費補助金を支出しており、補助金を収受した瀬田学区自治連合会は地元団体等に 5,059 千円の支出助成を行っていることを示している。（ただし、直接的に特定団体への助成目的として補助金が交付されているものではない。）

（単位：千円）

財産区	補助事業者	補助事業の名称	補助金額	支出助成金
橋 本	橋本自治連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助事業	2,000	530
神 領	神領自治連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助事業	1,000	628
大 江	瀬田学区自治連合会	瀬田学区自治連合会運営補助事業	5,500	5,095
南大萱	瀬田北学区自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助事業	4,830	1,640
月 輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助事業	7,500	1,380
平 野	平野町自治会	平野町自治会運営費補助事業	1,950	814

直接的に特定団体への助成目的ではないとしても、当該補助金の補助対象経費であるものについては、事前に団体名、助成を行う内容、金額を確認しておくべきである。

（講じた措置の内容）

① 補助金交付先の決算書の吟味

決算書の作成については、地元自治連合会等に対し、必要に応じて修正の指導を行ったことで、平成 25 年度決算書について、1 自治連合会等を除き、全ての交付先で適切な内容となりました。残る 1 自治連合会等については、さらに指導を行った結果、今後受領予定の平成 26 年度決算書では適切な内容となるものです。

引き続き、補助事業の透明性が一層に図れるよう事務を行っていきます。

② 補助事業者が行う助成金支出

特定団体への助成金については、地元自治連合会等に対し、助成団体の事業内容等を事前に十分に確認するよう求め、また、必要に応じて予算書の修正の指導を行ったことで、平成 26 年度補助金について、自治連合会等の予算書で交付先・交付金額、助成金支出先の事業計画書で事業計画の確認をいたしました。

引き続き、補助金交付を決定する際に、特定団体への交付金額等の確認を行っていきま

す。
(総務部 管財課)

(報告書 97 頁)

(4) 補償金の算定について

平成 23 年度、月輪財産区においてため池の売却が行われ、それに伴い水利権の消滅が認定され補償費の支払いが行われた。補償金額は、権利消滅に関する契約書、権利配分確認書で、土地所有者と水利権者の割合を

土地所有者（月輪財産区） 3分の2

水利権者（月輪水利組合） 3分の1

と確認し、当該契約書及び確認書に基づき水利権の消滅に係わる補償金を
31,745 千円（売却代金）×1/3=10,581 千円（水利権の補償額）
が月輪水利組合に支払われた。

ため池を売却する場合は、慣行水利権として、財産区管理会と水利組合との協議により水利補償（今回の場合は補償割合 3分の1）を行ってきたとのことである。

しかし、水利権の補償という評価が難しい支払について、当事者の合意だけでなく不動産鑑定士や補償コンサルタントなどの第三者からの証明書を入手するか、あるいは公共事業の補償細則に基づくなど、両者の協議だけでなく補償額の合理性を明示された上で補償額を確定すべきである。

参考 （公共事業の補償細則）

第 10 基準第 23 条（水を利用する権利等の消滅に係る補償）は、次により処理する。

1 水を利用する権利の消滅とは、事業の施行により全面的に、又は部分的に水を利用する権利の行使が不可能となる場合をいう。

- 2 水を利用する権利（以下「水利権」という。）とは、行政官庁の特許又は慣行によって生じ、公水を継続的、排他的に利用する権利で灌漑、飲料、鉱工業、発電等の目的のために使用する権利をいう。
- 3 水の一般使用（遊泳、洗濯、吸水等）及び、許可使用であっても社会通念上権利と認められる程度にまで成熟していないものは、補償の対象としない。
- 4 消滅させる水利権に関する補償額は、次により算定した額とする。
- (1) 灌漑用水利権については、当該権利が行使されている土地の平均年間純収益額の水利権の消滅による減少額を年利率（8パーセント）で除して得た額、その他それぞれの実情に応じて適正に算定して得た額
- (2) 飲料用水利権については、その障害を除去し、又は予防する施設の設置が可能かつ適当である場合は、その施設の設置又は改造を行って提供し、若しくはその施設の設置又は改造に要する費用相当額
- (3) 鉱工業用水利権については、当該水利権をその用に供している事業の平均年間純収益額の水利権の消滅による減少額を年利率（8パーセント）で除して得た額、その他それぞれの事情に応じて適正に算定して得た額
- (4) 特許を受けた後、その全部又は一部については未開発のまま放置されている水利権であって、将来の収益が不確定なものについては、その水利権に関して投下された適正な費用を現価に換算して得た額。この場合において、投下費用については、他の同種事業における資本投下の状態と比較する等適宜その適否を検討し、適正でないことが明らかに認められる費用は、補償の対象から除外する。

（講じた措置の内容）

水利権は、水の事実上の支配をもとに社会通念上も認められた権利であり、主に農業用水の利用について、社会慣行として成立した水利秩序が権利化したものです。

このため、慣行水利権の消滅につきましては、損失補償の対象としているものですが、補償割合については、まずは当事者である財産区と水利組合両者の協議結果を尊重すべきと考えております。

しかし、監査結果を受けとめ、公共事業の補償細則や補償コンサルタントなどによる算定が可能か否か、費用面も含め研究していくとともに、具体的な案件が出てきた際には、両者の合意形成の過程で、算定の導入について提案していきます。

（総務部 管財課）

2 意見

（報告書98頁）

（1）大津市に対する財産貸付収入

財産区が保有する土地を大津市に貸し付ける場合に、有償で貸し付ける場合と無償で貸し付ける場合があり、その区分けは明確にルールが定められている訳ではなく、個別に財産区管理者（大津市長）と大津市が交渉により決定している。しかし、財産区の財産又は公の施設の管

理及び処分は、財産区管理会の同意を得なければならない（地方自治法第 296 条の 3 第 1 項）ので、実質的な交渉は各財産区管理会の委員と大津市とによって行われている。

財産区が大津市に貸し付けている土地は下記のとおりである。

財産区	相手方	用途	面積 (㎡)	貸付料 (千円)	減額 率
南大萱	大津市（道路管理課）	瀬田駅前自転車駐輪場	2,848	11,645	12%
南大萱	大津市（企業局）	上水道配水池	3,222	1,142	35%
大江	大津市（消防局）	東消防署用地	6,809	4,000	88%
大江	大津市（企業局）	安全サービス課司令室東 基地用地	444	1,195	33%
南大萱	大津市（消防局）	防火水槽	53	無償	
南大萱	大津市（児童クラブ課）	瀬田東児童クラブ	508		
南大萱	大津市（公園緑地課）	児童遊園地	300		
月輪	大津市（公園緑地課）	月輪大池公園	35,489		
大江	大津市（管財課）	滋賀県立アイスアリーナ 用地	2,367		
神領	大津市（市民スポーツ課）	瀬田南市民運動広場	8,970		
神領	大津市（企業局）	ガス管理設用地	0		
牧	大津市（消防局）	防火水槽用地	30		
桐生	大津市（企業局）	上水道管理設用地	3		

有償貸付が行われているとはいえ、正規の賃料と比べると一定の減額は行われており、公共利用を行うことに対する配慮はされている。しかし、有償貸付されている用途をみると南大萱財産区の場合は、瀬田駅前駐輪場と配水池であり（貸付料合計 12,787 千円）、また、大江財産区は消防署用地と企業局の安全サービス基地用地であり（貸付料合計 5,195 千円）、極めて公共性が高くかつ地域住民の福祉にも寄与するものであると考えられる。

地方自治法 296 条の 5 によれば、「財産区は財産の管理及び処分をする際に財産区のある市町村との一体性をそこなわないように努めなければならない」とされており、上記の貸付については公共性が高い利用状況にあり、消防署や上水道配水池等が所在していること自体が地域住民の福祉にもなっているとも考えられ、市町村との一体性の観点から無償により貸付を行うことの妥当性も含め貸付等のあり方について検討されたい。

（講じた措置の内容）

財産区が保有する土地を貸し付ける場合、基本的には有償貸付となりますが、現状では、各施設を所管している所属からの減額申請を受け、大津市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年条例第 22 号）に基づき減額貸付をしています。

減額率については、整備に至った過去の経緯、利用形態等により、各財産区管理会の同意に基づき貸付額を決定しているため、一律に無償、もしくは減額率が同一ではありません。

監査結果を踏まえ、各財産区管理会との継続した協議の結果、一部について、平成 25 年度に貸付料の減額率の上乗せを行い、平成 25 年度・平成 26 年度ともに同額で貸付けを行ったところです。今後とも、賃借している各課の状況を考慮しつつ、各財産区管理会と協議を行っていきます。

(総務部 管財課)

(報告書 99 頁)

(2) 財産区の収入の活用

各財産区において、財産収入や財産売払収入等から、財産区の財産管理費に充当した後の剰余金は、各財産区の基金として積立が行われている。しかし、財産区が年々相当多額の収益を挙げ、これを財産管理費に充当しても、相当の剰余金を得る場合には、市が行なうべき事業（財産区としてはその機能に属さない事業）に充当ができ、充当した収入の用途等は制限を受けない。つまり、財産区の住民以外の者のために支出することを妨げないものである。（地方自治法第 296 条の 5 第 2 項）。

[地方自治法]

第 296 条の 5

2 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生じる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。

この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

今日まで財産区財産の管理、処分等の活用に関して、潜在的な意識として、それぞれの区域住民が有する固有の権利と理解され、大津市においても区域住民が管理するものという認識の下で財産区の運営に当たってきたように思われる。

しかし、財産区財産は沿革的にも、合併前の町村が所有していたと認められること、その後において市町村の合併を促進するため財産区制度が導入されたこと、さらには地方自治法第 296 条の 5 第 2 項に規定されているように、大津市が実施する事業の財源の一部として活用することにより、全体としての行政運営に資することが期待されているものと考えられることから、今後、財産区財産の管理、運営のあり方について抜本的に検討されるよう望みたい。

(講じた措置の内容)

地方自治法の規定によれば、財産区管理会の同意のうえ、財産区の財産又は公の施設か

ら生じる収入を市の事務に要する経費の一部に充てることができるとされていますが、この場合において、その充当した額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税等をすることができると規定されています。

このことを踏まえた今後の財産区財産の管理、運営のあり方の検討については、財産区財産の持つ歴史的背景などを考慮すると、慎重な対応が必要と考えています。

(総務部 管財課)

2 意見

(報告書 1 1 6 頁)

(2) 指定管理者の管理運営方法の妥当性の確認

駐車場事業の大部分は、指定管理者である浜大津都市開発に管理運営が委ねられており、大津市の駐車場管理業務への関与度合いは低いように思われる。

主管課である道路管理課では、月に一度浜大津都市開発からの報告を受け、必要に応じて駐車場運営に関する協議が行われているが、指定管理者がどのように業務を行っているか、業務は適切になされているか、報告書は正しく作成されているか等の管理運営の確認がなされていない。元々、不正が生じやすい現金による収入を如何に適切に処理するかという仕組み（内部統制システム）を明確に指示しないまま指定管理者を指定している。指定管理者を指定すれば、あとは適切に運営されると考えるのは安直である。

駐車場使用料は、大津市の歳入である。万が一、大津市営駐車場で料金等の不正が発覚した場合に管理責任を問われるのも大津市になる。このことを十分に認識した上で、指定管理者が駐車場使用料を適切に管理しているか、指定管理業務の内容が適切に運営されているかどうか、確認する必要がある。

(講じた措置の内容)

昨年度「取組中」であった駐車場システムの改善については、平成 27 年 3 月に、定期利用券等の不正管理システムを大津駅南口公共駐車場に整備したことにより、指摘の対象であった全ての駐車場において完了しています。

また、指定管理業務内容の内容確認については、平成 26 年 4 月に「駐車場事業特別会計内部検査マニュアル」を独自に作成し、それに基づいて指定管理者に対する使用料管理状況及び業務実態の臨時検査を年間数回行うことに併せ、平成 23 年度から全庁的に取り組んでいる「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」による定期検査も活用することにより、指定管理業務の適正化を図っています。

(建設部 交通・建設監理課)

(報告書 1 1 6 頁)

(3) 駐車場収入の網羅性について

駐車場利用料金収納の網羅性を検証するために、入庫した車両がすべて、適切に利用料金を支払って出庫したかを確認するために、入庫台数と出庫台数の差異分析は有効な検証方法である。

明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場においては、入庫の履歴から入出庫台数の差異を分析、検証可能な駐車場管理システムが導入されているが活用されておらず、差異の内容の検証、確認は行われていない。

駐車場管理システムのデータから、駐車場別に月締めの入庫台数と出庫台数を集計すれば、差異が発生している [資料 1]

差異が発生している要因として次のようなケースが考えられる。

- ①月末が土曜日の場合には、土曜日に入庫し、24 時以降に出庫する利用者が多いため、翌月に出庫処理になるため発生する集計上のもの。
- ②精算機のトラブルによって、精算機が利用されず、職員が手精算で対応した場合。
- ③定期券利用者が入場券を発券して入庫した際、手動でゲートを開け出庫した場合。
- ④適切な精算が行われていない場合。

日々入庫台数と出庫台数の差異の管理・分析を行い、異常な差異がないか調査をする必要があり、また、手精算で対応した場合には、入場券を回収・保管し、回収した入場券の枚数を確認するなど適正な手続きを実施されたい。

また、大津駅北口公共駐車場においては、入庫台数のデータの記録がなされていないため、入庫と出庫の比較が不可能である。正確に把握するため、設備の導入を検討されたい。大津駅北口公共駐車場以外の駐車場においては、分析は行われていないが記録資料は残っているため、今回差異の状況等は監査において把握できた。しかし、大津駅北口公共駐車場については、事後的な状況分析もできない状況であり、最もリスクを内在していると言える。

現在のように入庫台数と出庫台数の差異の検証が行われていない状態では、駐車場利用料金収納の網羅性に疑義が生じる。収入管理上大きなリスクを有する状態であり早急に改善されたい。

[資料 1] 駐車場毎の平成 23 年度月別入・出庫台数の差異

①大津京駅前公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異 (入庫－出庫台数)
平成 23 年 4 月	1,435	1,432	3
平成 23 年 5 月	1,264	1,270	△6
平成 23 年 6 月	1,332	1,331	1
平成 23 年 7 月	1,473	1,474	△1
平成 23 年 8 月	1,200	1,200	0
平成 23 年 9 月	1,270	1,272	△2
平成 23 年 10 月	1,458	1,454	4
平成 23 年 11 月	1,459	1,459	0
平成 23 年 12 月	1,474	1,476	△2
平成 24 年 1 月	1,465	1,463	2
平成 24 年 2 月	1,425	1,426	△1
平成 24 年 3 月	1,645	1,645	0

大きな差異は発生していない。

②明日都浜大津公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫－出庫台数)
平成23年4月	18,017	17,939	78
平成23年5月	17,547	17,568	△21
平成23年6月	18,681	18,651	30
平成23年7月	20,717	20,734	△17
平成23年8月	18,752	18,708	44
平成23年9月	16,946	16,908	38
平成23年10月	17,956	17,950	6
平成23年11月	17,803	17,705	※98
平成23年12月	17,149	17,169	△20
平成24年1月	17,181	17,150	31
平成24年2月	17,456	17,415	41
平成24年3月	18,730	18,678	52

※日報によれば、11/25、11/26において、自動精算機のトラブルが続きゲートを手動で開く状態となっていた。自動精算機にトラブルがあった場合、職員がレジ精算機にて精算するが、11/25は自動精算機のトラブルがあったにもかかわらず、レジ精算機の精算が行われていないことから、料金が払われずに出庫している可能性が考えられる。

③浜大津公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫－出庫台数)
平成23年4月	10,270	10,231	39
平成23年5月	9,321	9,336	△15
平成23年6月	9,165	9,164	1
平成23年7月	10,849	10,837	12
平成23年8月	9,688	9,679	9
平成23年9月	9,725	9,721	4
平成23年10月	10,209	10,212	△3
平成23年11月	11,092	11,055	37
平成23年12月	9,135	9,123	12
平成24年1月	8,761	8,762	△1
平成24年2月	8,398	8,385	13
平成24年3月	9,096	9,087	9

4月、11月、12月に差異が多く発生している。

④大津駅南口公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異（入庫－出庫台数）
平成 23 年 4 月	2,041	2,028	13
平成 23 年 5 月	1,947	1,959	△12
平成 23 年 6 月	1,817	1,821	△4
平成 23 年 7 月	1,922	1,911	11
平成 23 年 8 月	1,851	1,835	16
平成 23 年 9 月	1,617	1,612	5
平成 23 年 10 月	1,716	1,719	△3
平成 23 年 11 月	1,767	1,768	△1
平成 23 年 12 月	1,738	1,730	8
平成 24 年 1 月	1,612	1,614	△2
平成 24 年 2 月	1,716	1,704	12
平成 24 年 3 月	1,863	1,859	4

大きな差異は発生していない。

⑤大津駅北口公共駐車場

入場券発券機の入庫台数のデータが記録なされず、入庫台数データが集計できていないため、分析できない。

⑥膳所駅前公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異（入庫－出庫台数）
平成 23 年 4 月	4,738	4,734	4
平成 23 年 5 月	4,542	4,502	※40
平成 23 年 6 月	4,761	4,765	△4
平成 23 年 7 月	5,209	5,192	※17
平成 23 年 8 月	4,731	4,723	8
平成 23 年 9 月	4,769	4,766	3
平成 23 年 10 月	5,125	5,129	△4
平成 23 年 11 月	4,787	4,781	6
平成 23 年 12 月	5,346	5,344	2
平成 24 年 1 月	4,377	4,369	8
平成 24 年 2 月	4,578	4,566	12
平成 24 年 3 月	5,099	5,080	19

※5/10、5/29、精算機のトラブルにより手精算にて 17 台が行われている。

※7/25、同じく精算機のトラブルにより、手精算にて 10 台が行われている。

⑦晴嵐公共駐車場

フラップ式精算方式の駐車場であり、入庫と出庫の差異は原則発生しない。

(講じた措置の内容)

昨年度「方針決定」であった定期利用者に交付している定期利用券やパスカードごとに識別情報を書き込み、定期利用者の入出庫状況を記録し、利用者に交付された以外の定期利用券等の使用等の不正を追及・把握できるよう管理システムを改良することについては、平成 26 年度予算により、唯一未整備であった大津駅南口公共駐車場において、平成 27 年 3 月末にシステム改良を完了しました。

(建設部 交通・建設監理課)

(報告書 120 頁)

(5) 定期利用の管理

③ 定期利用券の磁気情報の有効期限

定期利用者は、必ず 1 ヶ月毎の更新制となっており、継続する場合においても、更新の手続きをとらなければならない。更新手続きの際には、定期利用券に新たな契約期間の磁気情報を記録することになっているが、システム上、定期利用券の磁気情報の記録には、契約期限の最大期間の制限がない仕組みとなっている。

無期限の定期利用券を作成することも可能であり、システムの運営上問題があり、契約期間が 1 ヶ月以上の定期利用券の磁気記録が作成できないようにシステム上の制限を設けることが望ましい。早期にシステムの修正ができない場合でも、定期利用券の履歴データから、異常な有効期限の定期利用券の利用がないかどうか確認を行うなど注意を払われたい。

(講じた措置の内容)

③ 定期利用券の磁気情報の有効期限

昨年度「方針決定」であった定期利用券の入出庫データの記録に伴うシステム開発に併せて、定期利用券作成権限の認証機能を付加することについては、平成 27 年 3 月末に、唯一未整備であった大津駅南口公共駐車場において、定期利用券の磁気情報記録に係るシステム改良を行い、また定期利用券作成権限の認証機能も整備しました。

なお、契約期間が 1 ヶ月以上の定期利用券の磁気記録が作成できないようにシステム上の制限を設けることは運用上困難であることから、指定管理者において、定期利用券の履歴データから異常な有効期限の定期利用券の利用がないかについて毎月確認を行っており、確認結果については、当課でも定期的に確認しています。

(建設部 交通・建設監理課)

(7) 一般会計からの繰入金について

特別会計によって、公営企業は、個々の住民に対して一定の財貨又はサービスを提供し、それに要する経費を使用料等で回収し、活動していく独立採算制の原則により運営されている。また、駐車場事業は、地方財政法 5 条 1 項により、地方財政法上公営企業とみなされている。

しかし、この基本原則を堅持しながら、公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計から繰入をすることができる。一般会計から繰入をすることができる経費について、地方財政法第 6 条に次のように定められている。

- ・その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。
- ・当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。
- ・災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たとき。

なお、総務省より通知されている「平成 23 年度の地方公営企業操出金について（通知）」（平成 23 年 4 月 26 日）において、駐車場事業について、以下のように具体的な算定方法が示されている。

(1) 駐車場の整備促進に要する経費

①趣旨 都市機能の確保、商店街復興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。

②繰出しの基準 平成 21 年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（「平成 21 年度の地方公営企業の操出金について」（平成 21 年 4 月 24 日付け総財公第 69 号）の第 11(2)アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る）の建設費に係わる企業債の利子支払額の 10 分の 8 とする。

しかし、大津市駐車場事業特別会計においては、上記総務省の通知は繰入金の一定の目安としながらも、大津市駐車場事業の性質上、大規模な設備投資が必要であり、それを多額の市債により資金調達しており、その償還の負担が重いことから、収支の不足分を経営改善助成金として一般会計から繰入れている。

平成 23 年度一般会計からの繰入金の内訳

(単位：千円)

総務省の通知による基準			
1. 駐車場の整備促進に要する経費	建設費に係わる企業債の利子支払額の 10 分の 8	39,002×80%	31,201
経営改善助成金			238,799
実繰入金			270,000

総務省の通知は、強制力のない目安でありながらも、繰入金はその基準を大幅に超えて

いる。原則的に一般会計からの繰入金なしで収支均衡すべきであり、収支不足分を経営改善助成金として一般会計から繰入れることは好ましいことではない。駐車場使用料収入の増加を図る一方で、より一層の経営効率化を図り、一般会計からの繰入金の抑制に努められたい。併せて、公共駐車場、月極駐車場とも、市民の税金を繰入れる駐車場事業の意義を明確にされたい。

(講じた措置の内容)

昨年度「取組中」であった別条件での社会実験と分析を行い、あらゆる観点から、一般会計からの繰入金に依存しない事業運営と経営の健全化に取り組むことについては、平成26年8月から11月までの4か月間に渡り、3公共駐車場において社会実験を行い、その結果を精査し、平成27年7月から5公共駐車場において「当日最大料金制」を本格導入することとしました。これを軸とし、さらなる収入の確保と経営の健全化を図ります。

(建設部 交通・建設監理課)

(報告書123頁)

(8) 指定管理契約について

② 利用料金制度の採用

現在、駐車場事業は、周辺に類似の駐車場が開業されるなど競争が激化しており、公共駐車場利用者が減少している。一方で、民間大手の駐車場運営会社は、利用者のニーズに応えたきめ細かな料金設定など柔軟な対応を図り業績を伸ばしているという報道もなされている。

大津市公共駐車場では、まだ利用料金の上限の設定がないが、最近では、一日最大利用料金の設定をしている駐車場が多い。明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場に隣接する滋賀県道路公社が運営している大津港駐車場においても、駐車特別サービスとして、一日最大料金の設定があり、平日800円、土・休日1,000円としている。大津市公共駐車場は、上限金額の設定がないことから、利用者が減少していくことも考えられる。駐車場利用料金等サービスを環境変化に柔軟に対応させて利用を促進しなければならない。

しかし、公共駐車場においては、駐車利用料金の変更は、条例改正を必要とし、どうしても経営環境の変化への対応が遅れる。現在の大津市駐車場事業の指定管理者制度は、駐車場使用料を大津市の歳入とし、大津市は指定管理者へ一定額の管理料を支払う形態をとっているためサービスの硬直化が起りやすい。

指定管理者制度では、駐車場利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採ることもできる。駐車場使用料は、条例で定める範囲内で、指定管理者が大津市の承認を受けて定めることにし、施設の維持管理にかかる費用は、委託料と指定管理者が収受する利用料金で賄う。このことにより、指定管理者の裁量の範囲が増え、指定管理者の自主的な経営努力を発揮させ、環境変化に柔軟に対応を図ることができるようになる。

環境変化に柔軟に対応し、きめ細かなサービスを提供し、駐車場利用者数を伸ばすために

利用料金制度についても検討されたい。

③ 指定管理業務の契約単位の区分

現在、時間貸しの 7 駐車場は不特定多数の利用者を対象とし公共性が高いため、公共駐車場として大津市自動車駐車場条例等で規定しており、指定管理者制度を導入している。

一方、月極駐車場は、平成 16 年 4 月にサービス公社から移管を受けたものであるが、利用者は限定され公共性も相対的に低いことから大津市自動車駐車場条例等の対象とはならず、指定管理者制度は導入せず、業務委託契約を別途行っている。

しかし、実際の管理業務は、時間貸駐車場として指定管理者制度の対象となっている大津駅北口駐車場、大津京駅前駐車場においても月極と同じように月極契約の口座引落手続きがあり、月極駐車場の管理と類似の事務処理が行われている。

月極駐車場管理委託の契約締結時に、その随意契約を行う理由として、「業務内容が、指定管理者が行う「定期」業務と事務処理手順が同一であり、窓口の統一化や利便性の向上を図るために指定管理者と随意契約する」ともなっている。

このように、時間貸駐車場は条例で定めているため指定管理者制度を、月極駐車場は条例で定めていないため業務委託契約というように別々に管理形態を区分しているが、結果的に同一の事業者が管理運営をさせている。

月極駐車場の業務委託契約締結時に、管理費として 1 人分年間 3,405 千円の人件費が見積もられているが、月極駐車場も時間貸しも公共駐車場の定期業務とまとめれば、効率性があがる余地がある。そもそも、月極駐車場については利用者が限定され公共性が低い事業であるので管理費を支払ってまで、行政が事業を実施すべきか否かという問題もある。

一方で、公共駐車場においては、管理対象駐車場 7 公共駐車場を一括して指定管理者を募集する方法だけではなく、効率的な業務が行われるように業務の類似性という切り口で区分し、いろいろな可能性を考慮して、どのような契約単位で行うことが大津市にとって最善かという観点から指定管理業務の範囲の見直しも検討されたい。

(講じた措置の内容)

② 利用料金制度の採用

昨年度「検討中」であった利用料金制度への移行を含めた本市の駐車場事業にとって最も相応しい指定管理制度の運用の検討については、部内で検討を重ねた結果、利用料金制は指定管理者の自主的な経営努力を発揮させ、社会環境の変化にも柔軟に対応できるなどのメリットがあるとの認識には至っていますが、現在の指定管理者の体制規模や、利用料金制度に移行させた場合に収益と費用のバランスに変化が生じる恐れがあることなどを総合的に考慮し、現行どおり駐車場使用料を本市の歳入とし、本市が指定管理者へ一定額の管理料を支払う形態を継続することが最適と判断しました。

今後も次回の長期契約に向け、利用料金制の是非も含め、本市にとって最も相応しい指定管理制度の運用について、引き続き研究していきます。

③ 指定管理業務の契約単位の区分

昨年度「検討中」であった②で示す管理手法の見直しや改善の検討を経た業務の適正化に取り組みながら、本市の駐車場事業にとって最も相応しい管理運営のあり方にかかる検討を進めていくことについては、部内で検討を重ねた結果、公共駐車場においては、現金の回収管理に加え、施設の維持管理や機器操作などを行う専任の係員の配置を要することに対し、月極駐車場では頻繁な巡回管理までは要しないことなどを考慮し、施設の態様に応じた契約を行うことが必要であるとの判断に至りました。よって、月極駐車場については、公共駐車場とは別契約とし、平成 26 年度から導入した一般競争入札方式による業者選定方式を継続することとしました。

なお、月極駐車場は、遊休地の有効利用と地域の秩序を保つために行政が関与して設置してきた経緯があり、また、常時満車であるという利用状況から、駐車場事業会計の歳入に大きく寄与しているという観点からも、行政が事業を実施していくべきと考えています。

また、7 公共駐車場における契約単位については、様々な契約形態が想定されますが、業務に対する管理・責任体制の一元性や、7 駐車場が比較的隣接して立地している効率性などから総合的に検討した結果、平成 26 年度から平成 30 年度までの長期継続契約としています。今後は次回の長期契約に向け、社会情勢の変化に応じた契約方法の研究を行います。

(建設部 交通・建設監理課)

介護保険事業特別会計

1 監査結果

(報告書159頁)

[1] 保険料の徴収事務

保険料を滞納している被保険者は、年金支給額が年額18万円未満の高齢者が主であり、滞納保険料の回収について、これまで積極的な取り組みがなされてこなかった。しかし、介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、一部の滞納者の未納を放置することは被保険者間の公平性を阻害し、認められるべきではない。本当に支払うことが困難な被保険者に配慮しつつ、滞納している保険料については、法令等及びマニュアルに基づき徴収努力が必要である。

(2) 延滞金について

大津市介護保険条例第21条によると、「納期の末日までに保険料を納付しないときは、延滞金を徴収するものとする」と規定している。「ただし、その納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その申請に基づき延滞金を減額し、又は免除することができる」とあるが、大津市はやむを得ない理由の申請がないにもかかわらず、これまで延滞金を徴収していない。滋賀県内には徴収している市町もあり、大津市も大津市介護保険条例に基づき、延滞金を徴収されたい。

(講じた措置の内容)

平成26年度中に延滞金徴収のためのシステム整備を完了し、平成27年度より延滞金を徴収します。

(健康保険部 介護保険課)

2 意見

(報告書160頁)

(2) 滞納の場合の措置について

保険料を1年以上滞納した場合は、介護サービスの利用料を一旦全額自己負担し、申請により後で保険給付(利用料の9割)が支払われることや、1年6ヶ月以上滞納した場合は、利用料の全額を自己負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止められ、又滞納していた保険料が保険給付から差し引かれることがある旨、催告書の裏面に記載されている。しかし、現在当該措置は行われていない。催告書に記載されているにもかかわらず、実際には行われていないこともあり、催告書の効果が薄れていると考えられる。また、被保険者や市民に当該措置内容が浸透しているかどうかも疑問である。被保険者に保険料を払わなければいけないという意識を定着させるために、滞納した場合の措置等について市民に広く知らせるとともに、被保険者間の公平性を保つためにも介護保険法に基

づく当該措置を実際実施されたい。

(講じた措置の内容)

滞納した場合の措置等の周知については、各通知書等に記載している現行の方法に加え、パンフレットの記載内容を見直し、工夫をしました。

滞納者における保険給付の制限については、介護サービス費の償還払い化及び一時差し止めを実施するため、運用上の影響範囲を引き続いて調査し、検討していきます。

(健康保険部 介護保険課)

(報告書 161頁)

(6) 債権管理室との連携

大津市の債権を横断的に管理することを目的として、債権管理室が平成 24 年 4 月に設置された。債権管理室は、介護保険課での債権管理・回収についての実務の現状把握のためのヒアリングを年度当初の 7 月に行っている。しかしその後、平成 25 年 1 月までは、介護保険課と債権管理室において具体的な介護保険料の債権管理に係る対策がなされていない。介護保険料に対する意識の希薄と徴収への取り組み不足と言わざるを得ない。

今後は、債権管理室がリーダーシップを発揮し、介護保険課と連携強化を図り、介護保険料の債権管理及び回収に取り組まれない。

(講じた措置の内容)

債権所管課の債権管理・回収の現状把握を目的として、前年度に引き続き、平成 26 年 7 月に未収金所管課を対象にヒアリングを実施すると共に、徴収計画書の提出を求めております。その中で、徴収計画書に基づく適正な債権管理・回収の検討と改善の指導・助言を行い、その後、進捗状況報告書により、徴収額及び取り組み実施内容等の把握を行いました。更に平成 26 年 10 月には介護保険課の徴収体制の現状把握を行い、連携強化に取り組みました。

また、平成 26 年 9 月の債権管理連絡会議においては、市の債権の適正な管理や延滞金の徴収に関して、庁内の連携及び情報の共有化を図りました。

今後も、法令やマニュアルに基づいた適正な事務処理が成されるよう、積極的な指導・助言を行い、収入未済額の削減と効率的な徴収に努めます。

(総務部 収納課)

(報告書 163頁)

(2) ケアプランの点検について

ケアプランを点検することは、適切なケアマネジメントの重要性の再認識を促すこと等によりケアプランの質的向上につながり、ケアプラン点検を通じて事業者や利用者、地域が抱える課題・ニーズの把握を行うことができるなど、当事業の有効性が評価されているにもかかわらず、大津市が平成 23 年度に行ったケアプランの点検の数は僅か 14 人分であり、現在の取り組み状況では不十分と言わざるを得ない。

ケアプランチェックの対象となる在宅サービス利用者のケアプランが1年間で約1万人分ある中で14人分の点検を行うことで、必要な介護サービスが効果的に提供されているか、又過剰なプランとなっていないかを確認することなど、全体としてのケアプランの妥当性について判断をすることは不可能であると言える。また、ケアプランの点検は専門的な能力を要することから、給付担当職員が有効に行うことにも限界がある。ケアプラン点検を有意義なものとするためには、その目的や効果の達成のために必要な手法について再考するとともに、専門的知識を持った人員の確保や、点検数を増やすための体制作りについて検討されたい。

(講じた措置の内容)

ケアプラン点検については、平成26年度より介護福祉士の資格を持った人員を1人配置し、点検数の増加に向けた体制作りを行いました。

(健康保険部 介護保険課)

(報告書164頁)

(4) 受給者台帳について

大津市は毎月、国保連に受給者台帳を渡しているが、事前に市の情報システム課が作成した「受給者異動情報確認リスト」で、当月異動があった被保険者について正しく登録されているか確認を行っており、何らかの異常がある場合、当該リストにエラーメッセージが表示される。エラーメッセージは毎月約30件程度であり、概ね毎月10日から20日にエラーチェックを行い、20日までに国保連に回答しているが、そのエラーの約半数がシステムエラーによるものである。

居宅介護支援事業所(ケアマネジャーの事業所)と契約した場合や契約を変更あるいは終了した場合、市に届け出るようになっており、その情報に基づきシステムで受給者台帳が作成される。作成された台帳の契約の異動日は、本来契約の開始日、変更日又は終了日と整合しているはずであるが、契約の終了日のデータのみ、作成された受給者台帳の異動日に契約の開始日が登録されてしまい、他の登録内容と整合しないことからエラーが表示される。当該エラーが毎月のエラーの約半数を占めており、エラーが表示されれば、その原因を調べ、受給者台帳の修正をすることとなるが、明らかにシステムエラーにもかかわらず、毎月調査を行っている。本来どおり居宅サービス終了の日を登録した場合も、その日が異動日として台帳が作成されれば、エラーが出ず事務作業が減り業務が効率化されるため、早期にシステムを改修されたい。

(講じた措置の内容)

受給者台帳作成時におけるシステムエラーの早期システム改修については、本市基幹業務システムの再構築に順次着手していきませんが、介護保険システムも再構築することから、現システムの改修は見送ります。

(健康保険部 介護保険課)

(報告書 164 頁)

(5) 不正支給の通報制度について

高齢化が進み、要支援・要介護認定者が年々増加していく現状において、今後も介護保険制度が存続するために、認定者に必要なサービスを適正に提供することは大変重要なことである。一方、全国的にみれば介護サービス事業者等による不正請求事件が多く報道されている。現在大津市では、公益通報制度があるものの、一般的に周知されているとは言い難く、通常は苦情や不正請求の情報は、担当課において、電話、郵便、窓口等で受け付けている。今後、保険給付がますます増大していく中、不正請求の通報情報は貴重であることから、大津市の介護保険課のホームページから通報できるようにするなど、給付費の不正請求等について情報を持っている者が大津市により簡単に通報できるような仕組みづくりを検討されたい。

(講じた措置の内容)

不正支給の通報制度については、平成 26 年度にインターネットを通じて介護保険課へ通報ができる仕組みをホームページに掲載しました。

(健康保険部 介護保険課)

1 意見

(報告書180頁)

(1) 事業計画における資金計画のあり方について

事業計画の変更計画書のなかに「資金計画書」と「年度別計画表」が作成されているが、ともに過去の決算額との比較検証がなされておらず、将来の資金計画の積算数値にも根拠が乏しく、今後の土地区画整理事業の道標となるべき計画書として問題がある。

本区画整理事業は、総事業費約 58 億円、事業期間 16 年の大津市にとっても大きな事業であり、既に多くの税金が投入されており、今後も多くの税金が投入されようとしている。そのため、事業の独立採算性や収支の明確化の観点から、一般会計と区分し特別会計としている。本区画整理事業の特別会計は、法律で特別会計とすることが決められているものではなく、大津市が条例を定めて独自に特別会計を設けているものであり、交付金や保留地処分金などの特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要があると判断されたものである。このことから、本区画整理事業の資金計画も大津市議会で承認された歳入歳出決算書の確定額を踏まえて作成すべきであり、歳入歳出決算書の決算科目に沿った明瞭な資金計画書を以下の項目に留意しつつ作成すべきである。

- ①特別会計全体にかかる歳入及び歳出を網羅する。
- ②歳出項目を交付金対象支出と交付金対象外支出とに区分する。
- ③議会承認を受ける歳入歳出決算書の決算科目と同じ科目とする。
- ④現在までの決算累計額の最終的な資金計画における予算額に対する消化率を計算する。

以下に具体的な問題を示す。

< 1 > 資金計画書の支出金額の問題

当初の事業計画の施行期間である平成 12 年 9 月 18 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 8 年 6 ヶ月から大幅に施行期間が延び、第 3 回変更計画では平成 12 年 9 月 18 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 16 年 6 ヶ月となっている。しかし、資金計画書の支出のうち、借入金利子と事務費は当初計画より減少し、第 1 回変更計画からは同額である。当初計画よりも施行期間が大幅に伸びているのであれば、変更後の借入金利子や事務費の固定経費は増加すると考える。

又、工事費についても第 2 回変更計画から第 3 回変更計画にかけて、5,655,188 千円から 5,439,188 千円に 216,000 千円も減少している。担当部局によると、工事の材料費及び人件費が下がっていること、さらに購入を予定していた土砂を公共工事で排出された残土で賄うようにしたことで工事費を削減出来る計画を立てたとのことであるがその根拠となるべき資料はない。

何度も事業計画が見直され、事業施行期間も長期化しているが、資金計画書においては、

決算額との比較がされておらず、今後発生する支出の見積りにも根拠性が乏しく、計画数値の精度が低いと考える。

< 2 > 年度別歳入歳出資金計画表の問題

概要で述べたように各変更計画書には「年度別計画表」が付されてあるが、この計画表に記載されている実績額と特別会計決算額とは異なっている。担当部局によると、年度別計画表の数値は、交付金対象となる事業項目を中心に作成されており、人件費や事務所維持費などは全く反映されていないとのことである。また、決算額の工事請負費には、交付金対象工事費や対象外工事費も混在しているのに対して、年度別計画表の工事費実績額には、交付金対象となる工事請負費のほか、交付金対象となる委託料や役務費なども含まれているため、決算額と年度別計画表の実績額との整合を取ることは困難である。また、過去の実績額（本来の実績額）と資金計画書並びに年度別計画表の計画額との比較検証が行われていない。変更計画書における資金計画書では、事業完了時の総資金額は見直されているが、年度別計画表では、未消化予算額を年度毎に消化するような資金計画書にはなっていない。決算における実績額と年度別計画表の実績額の差異は以下のとおりである。

【歳入の部】

(単位：千円)

年度／項目	歳入歳出決算書の歳入合計	年度別計画表の実績額の歳入合計	差額
平成 18 年度	209,081	64,000	145,081
平成 19 年度	376,896	277,933	98,963
平成 20 年度	344,592	666,998	△322,406
平成 21 年度	798,673	392,403	406,270
平成 22 年度	411,864	302,412	109,452
平成 23 年度	753,274	543,332	209,942
累 計	2,894,380	2,247,078	647,302

【歳出の部】

(単位：千円)

年度／項目	歳入歳出決算書の歳出合計	年度別計画表の実績額の歳出合計	差額
平成 18 年度	197,076	64,000	133,076
平成 19 年度	385,571	277,933	107,638
平成 20 年度	216,730	666,998	△450,268
平成 21 年度	888,750	392,403	496,347
平成 22 年度	388,218	302,412	85,806

平成 23 年度	747,804	543,332	204,472
累 計	2,824,149	2,247,078	577,071

平成 18 年度から特別会計扱いとなっている。

決算額の歳入合計は、決算における歳入合計から繰越金を控除した金額である。

実績額の歳入・歳出合計は、年度別資金計画表に記載された実績額である。

上表が示すように毎年多額の差額が出ている。

差額の原因として、年度別計画表は交付金対象事業項目のみの金額であるため、人件費や事務所維持費、借入金償還金など決算書には当然計上されている金額が年度別計画表には計上されていない点が考えられる。しかし、その他に保留地処分金収入や借入金返済額について、一般的には年度別計画表の実績額と決算額とに差異が生じないと考えられるが、次表のように差額が生じている。これらの原因についての担当部局からの回答は以下のとおりである。

【保留地処分金収入の差異と回答】

(単位：千円)

年度／項目	歳入歳出決算書の歳入合計	販売件数	年度別計画表の実績額の歳入合計	差額
平成 20 年度	5,569	1 件	5,569	—
平成 21 年度	183,938	2 件	158,403	25,535
平成 22 年度	119,932	6 件	111,912	8,020
平成 23 年度	375,712	23 件	334,632	41,080
累 計	685,151	32 件	610,516	74,635

(回答) 決算額の歳入合計は、その年度に実際に保留地が処分され入金済みになった金額であるが、実績額の歳入合計は、年度別計画表の収支均衡を図るために調整をした金額である。

【借入金返済額の差異と回答】

(単位：千円)

年度／項目	歳入歳出決算書の歳出合計	年度別計画表の実績額の歳出合計	差額
平成 21 年度	—	85,825	△85,825
平成 22 年度	912	343	569
平成 23 年度	2,068	2,793	△725
累 計	2,980	88,961	△85,981

(回答) 決算額の歳出合計は、その年度に実際に返済した元金であるが、年度別計画表の実績額の歳出合計は、返済元金ではなく、金融機関に積み立てた金額を科目の便宜上、借入金返済とした。

上記のような回答から、年度別計画表は適正に作成されていないと判断せざるを得ない。

(講じた措置の内容)

事業計画に係る資金計画書については、過去の決算額と事業計画書の実績額を比較検証し、当該検証結果に基づいて決算書と事業計画の資金計画書の対比が出来るように作成しました。

(都市計画部 堅田駅西口土地区画整理事務所)

(報告書 183 頁)

(2) 一般会計からの繰入金の算定について

一般会計からの繰入金についての算定基準や規定がないため、「p175 3. 事業全体の事業収支の仕組み」の項の図表で示したように、一般会計からの繰入金の内訳は概念的にはわかるものの具体的に金額として把握はできていない。

平成 18 年度から平成 23 年度までの一般会計繰入金は累計で 927,300 千円となっており、資金計画書では一般会計繰入金に該当する項目として「市単独費」が 729,000 千円となっている。もちろん、前述のように資金計画が交付金申請目的のため作成されていることからこの金額が大きく異なっている。一般会計からの繰入金の発生原因別の管理は行われていないため、この 927,300 千円がどのような要因から発生したものかわからない。

本区画整理事業は平成 28 年度まで続く事業であり、今後も多額の税金が投入されることを踏まえると、一般会計からの繰入金の算定基準を設けるべきである。その際、一般会計繰入金を次に掲げた項目には区分し算定及び計上することが望ましい。

- ① 交付金対象事業費のうちの市単独費と呼ばれるもの
- ② 人件費や事務費に充当されるもの
- ③ 工事費や委託費のうち一般会計で賄うもの
- ④ 損失補填額
- ⑤ その他

(講じた措置の内容)

一般会計からの繰入金については、土地区画整理事業の事業費外とした職員給与費や事務所運営費及び補助事業に対する市費負担分が含まれ、その対象経費及び算定については、財政課と協議を重ね、決算書に記載の繰入金の項目別内訳表を作成しました。

(都市計画部 堅田駅西口土地区画整理事務所)

(報告書 185 頁)

(4) 事業評価と見直し

近年、堅田駅東側の駅前周辺の商店は閉店が相次ぎ賑わいに欠けている。一方国道 161 号沿いのロードサイドには大型チェーン店の飲食店などが建ち並び、乗用車での往来が盛んである。当初の事業計画から 12 年が経ち、さらに 6 年間も計画が延長された。経済環境も変化し、地価も下落している現状を踏まえ、今日までの区画整理事業を総括的に検証することが必要である。

前述したように、現段階の実態の歳入歳出額を捉え、計画予算の消化率を明確にし、都市計画区域の変更や換地の状況を整理した上で、今日までの事業を評価しなければならない。この場合、実際に区画整理事業の技術的なコンサルタントだけではなく、まちづくりの専門家や経済効果の専門家を交えて事業評価を行うことは有効である。「大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例」第 10 条によれば「大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理審議会」を設置することとされており、第 11 条第 3 項では審議会の 10 名の定数のうち 2 名については市長が学識経験を有する者のうちから選任することとされている。このような規定をうまく活用し、厳しく事業評価を行い、計画に関しても将来像を見据えた見直しを実施されたい。

(講じた措置の内容)

事業評価については、現状の経済環境やこれまでの事業の進捗状況を踏まえ、平成 27 年 1 月 21 日に開催しました「第 15 回大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理審議会」においての学識経験者のご意見を真摯に受け止め、事業計画の見直しについて平成 27 年度に第 4 回事業計画変更を実施します。

(都市計画部 堅田駅西口土地区画整理事務所)

後期高齢者医療事業特別会計

1 監査結果

(報告書 202頁)

(1) 軽減措置について

保険料の軽減は被保険者の所得により、所得割額と均等割額が軽減されるが、この制度は被保険者が申請して適用されるものではなく、大津市が把握している各被保険者の所得金額を広域連合へ報告し、広域連合が保険料を決定するシステムになっている。また、この軽減措置は所得税の確定申告及び市民税の市申告を済ませた者並びに年金受給者で所得が把握できる者に適用されるため、未申告の者は例え所得金額が低額であっても軽減措置は受けられない。

また、大津市では慣習的に80歳以上の被保険者については、所得申告がなくても未申告扱いにはしていないが、明文化されたものはない。法令等の明文化されたルールがない状況で、確定申告がなくても未申告扱いにはしないという慣習的取り扱いは、改めるべきである。75歳以上80歳未満と80歳以上を区分せず、同一の取扱いにすべきである。

(講じた措置の内容)

所得申告がない方は未申告として保険料を軽減しないこととし、平成26年度中にシステムを変更し、平成27年度より運用します。これに合わせて、税申告の必要がない方でも保険料算定のためには申告が必要であることを啓発していきます。

(健康保険部 保険年金課)

(報告書 202頁)

(2) 延滞金について

後期高齢者医療に関する条例第6条第1項には、「普通徴収の納付義務者は、納付期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に延滞金額を加算して納付しなければならない」とされている。またその第3項には、「市長は、やむを得ない理由があると認める時には、延滞金を減額し、又は免除することができる」とされている。

大津市の後期高齢者債権管理マニュアルでは、「保険料未納者について死亡、行方不明、生活困窮などのやむを得ない理由があると判断して、延滞金を徴収しない」としている。つまり、全ての保険料未納者に対して延滞金を徴収する意思がなく、実際に延滞金を徴収していない。

広域連合の滋賀県下19の市町でも延滞金を徴収していない市町はあるが、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、野洲市、湖南市の六つの主要な市は延滞金の徴収を行っている。大津市も高齢化に伴い被保険者が増える事を踏まえ、法令等の規定に基づいて延滞金の徴収を検討すべきである。

(講じた措置の内容)

債権管理マニュアルについては、延滞金の徴収に向けた改定を行いました。平成26年度

にシステム改修等の事務処理の仕組みを整備し、平成 27 年 4 月 1 日より大津市後期高齢者医療に関する条例に基づき、延滞金を徴収します。

(健康保険部 保険年金課)

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

1 意見

(報告書 219頁)

(3) 回収率と長期滞納者への対応

平成 21 年度から平成 23 年度までの貸付金の未収額が年々増加している。特に繰越分の未収額が増え、寡婦の方の貸付金の回収率が低い状態である。

【母子福祉資金貸付金】

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	繰越分	8,587	2,181	6,405	25.4%
	現年分	26,746	25,508	1,237	95.4%
	合計	35,333	27,689	7,642	78.4%
平成 22 年度	繰越分	7,643	1,794	5,849	23.5%
	現年分	31,587	29,398	2,188	93.1%
	合計	39,230	31,192	8,037	79.5%
平成 23 年度	繰越分	8,037	1,176	6,861	14.6%
	現年分	42,657	39,003	3,653	91.4%
	合計	50,694	40,179	10,514	79.3%

【寡婦福祉資金貸付金】

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	繰越分	1,054	307	747	29.1%
	現年分	554	489	64	88.3%
	合計	1,608	796	812	49.5%
平成 22 年度	繰越分	812	100	712	12.3%
	現年分	362	362	—	100%
	合計	1,174	462	712	39.4%
平成 23 年度	繰越分	712	20	692	2.8%
	現年分	368	368	—	100%
	合計	1,080	388	692	35.9%

滞納者個々の未納額を貸付未納一覧表でみることもできるが、50 千円以下の少額なものも多く、50 千円を超えるものはあまり見受けられない。また、最終納付額も最近の日付のものも多く、長期滞納にはなっているものは少ない。これらの状況から、担当部局は少額ではあるが頻繁に交渉、回収に努めていると思われる。

大津市の母子福祉資金の平成 22 年度の現年度分元利回収率も 92.5%で中核市 40 市のう

ち第3位であり、全国平均79.3%を上回っている。

しかし、年々増加する未収金についてもしっかりと対策を講じ、長期化、10千円未満の少額、返済者の高齢など、債権管理に要する費用や労力を押し量り、行える努力はすべて実施した後に、事務の効率化の観点から債権放棄等の基準の策定を検討されたい。

(講じた措置の内容)

これまで、違約金調定事務の改善や違約金長期滞納者の不能欠損処理等に取り組み、「大津市債権の管理に関する条例」を債権放棄等の基準として、債権管理の適正化に努めています。

また、貸付決定の条件として、必ず申請者(母子)以外の第三者を保証人として申請してもらうことにしていますが、貸付申請書類の「保証人」の名称を「連帯保証人」と改め、その定義付けを明確化し、償還に対する意識の高揚を図っているところです。

引き続き、滞納者には積極的に催告等を行ない、未収金の徴収に取り組んでいきます。

(福祉子ども部 子ども家庭課)